

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	105,413
うち社会保障財源化分	42,806

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	83,634	66,793	16,841
	母子福祉事業	4,309	3	4,306
	高齢者福祉事業	7,613	529	7,084
	障がい者福祉事業	148,778	104,610	44,168
	小計	244,334	171,935	72,399
社会保険	国民健康保険事業	106,931	29,278	77,653
	介護保険事業	69,095	1,809	67,286
	後期高齢者医療保険事業	63,224	11,054	52,170
	国民年金事業	53	53	0
	小計	239,303	42,194	197,109
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,887	1,127	760
	乳幼児医療給付事業	4,634	1,786	2,848
	予防事業	16,536	2,129	14,407
	診療所事業	123,444	0	123,444
	小計	146,501	5,042	141,459
合計	630,138	219,171	410,967	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			42,806

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など